

河川愛護実施要領

第1 河川愛護団体とは、次の各号に該当するものをいう

- 1 10人程度以上で構成されており、建設事務所長が相当と認めたもの。
- 2 河川の清掃活動を実施しているもの。
- 3 企業のみで構成及び活動しているものは、対象としない。

第2 河川愛護活動内容及び対象範囲

1 活動内容

河川区域内に繁茂した雑草の草刈り及びゴミ等の除去の清掃活動を実施すること。

2 対象範囲

報奨費の支払い及び表彰の対象とする河川は県管理河川とする。

第3 河川愛護団体に対する報奨費及び表彰について

1 報奨費支払い基準

(1) 対象期間

報奨費の対象とする期間は、原則として、4月1日から翌年1月31日までとする。

(2) 報告

団体は活動を実施する際、事前に建設事務所長に報告するものとする。

(3) 提出書類

ア 団体は代表者を定め、別紙注意事項を参照し、団体活動についての実績を別紙活動実績報告書により市町村を經由して建設事務所長に報告することとする。また、別紙参考様式等により、参考資料として写真（現場／活動前・活動後、人／参加人数の概数確認）及び名簿（参加者全員の氏名を記入したもの）、活動箇所が確認できるものを団体代表者の証明を添えて、実績報告と共に1部提出する。

イ 実績報告における参加人数は、作業日毎とし、名簿により延人数が把握できるように報告する。

ウ 提出された書類は、当目的以外に使用しないものとする。

(4) 審査

作業の報告と実績の虚実の審査は別紙チェックリストに基づき建設事務所で必ず行うこととする。

(5) 報奨費の算定

報奨費については、参加人数割とし、次式によるものとする。

活動人数(人)×150(円)以内

(注) ア ただし、1団体につき限度額50万円とする。

イ 人数については、延べ人数とする。

(6) 報奨費の支払い

- ア 建設事務所長から直接、団体へ一括して支払うものとする。
- イ 団体が受領について、市町村に委任もしくは契約をしている場合に限り、市町村に支払う事もできるものとする。
- ウ 建設事務所長は前項イの支払いを完了した時は、団体より受領書を徴収するものとする。
- エ 建設事務所長は団体に支払い通知を出すものとする。
- オ 支払い後に団体の報告に虚偽が認められた場合は、団体に対し報奨費の回収を請求できるものとする。
- カ 市町村等の公的機関の職員が行う職務上の活動については報奨費の対象外とする。
- キ 学校等の教育課程上の活動については報奨費の対象外とする。

(7) 予算配分

- ア 建設事務所長は、1回目は11月30日までに、2回目は2月10日までに実績報告を別紙総括表にとりまとめの上、河川課へ提出する。
- イ 河川課はすみやかに予算配分を行なうこととする。

2 表彰

活動の顕著な河川愛護団体について、別途、県の定めるボランティア活動者表彰要領に基づき、建設局長より知事に推薦するものとする。

- (1) 建設事務所長は建設総務課からの推薦依頼（例年5月末頃）に対し、河川愛護団体に関しては、河川課へ報告するものとする。
- (2) 河川課は審査の上、建設総務課へ報告するものとする。

付則

- 1 河川愛護団体に対する報奨費執行要領については廃止する。
- 2 この要領は、平成3年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和3年1月1日から施行する。